# 平成20年6月

# 太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成20年6月10日

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

[平成20年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

平成20年6月10日 午前10時00分 於 全員協議会室

日程第1 議案第52号 太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第53号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第54号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

日程第5 請願第 3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の

確立を求める意見書採択を求める請願書

#### 2 出席委員は次のとおりである(7名)

 委員長清水章一議員
 副委員長小柳道枝議員

 委員武藤哲志議員
 委員佐伯修議員

 『門田直樹議員
 "渡辺美穂議員

 『長谷川公成議員

#### 3 欠席委員は次のとおりである

なし

#### 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

総 務 部 長	石 橋	正 直	協働のまち推進 担当部長	三	笠	哲	生
市民生活部長	関 岡	勉	教 育 部 長	松	田	幸	夫
議会事務局長	白 石	純一	会計管理者	古	Ш	泰	博
総務・情報課長	木 村	甚 治	経営企画課長	今	泉	憲	治
管 財 課 長	轟	満	協働のまち推進課長	大	薮	勝	_
税 務 課 長	新 納	照 文	納 税 課 長 兼 特別収納課長	鬼	木	敏	光
教 務 課 長	井 上	和 雄	学校教育課長	松	島	健	$\equiv$
生涯学習課長	古 川	芳 文	中央公民館長	木	村		努
市民図書館長	吉 鹿	豊重	文 化 財 課 長	齋	藤	廣	之
会 計 課 長	和 田	有 司	監査委員事務局長	井	上	義	昭
議事課長	田中	利 雄					

### 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(1名)

書 記 花田敏浩

#### 開 会 午前10時00分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○委員長(清水章一委員) 皆さん、おはようございます。

まず、委員会の開会に先立ち、委員の皆さんへ本日2名の傍聴許可をいたしておりますので ご報告申しあげます。

次に、傍聴される皆様には、委員会中はお手元の「傍聴の際の注意事項」をお守りください。

また、議案内容によっては討論、採決時に一時退席願うことがありますので、ご理解のう え、ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、条例の一部改正3件、補正予算1件、請願1件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第1 議案第52号 太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○委員長(清水章-委員) 日程第1、議案第52号、太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

経営企画課長。

**〇経営企画課長(今泉憲治)** 議案第52号、議案書の60ページでございます。

後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、事務分掌の一部を改正する必要が生じましたので、 改正のご提案をしております。61ページに書いておりますけども、後期高齢者医療保険料の調書 に関することを追加しております。

市民生活部の所掌事務として追加しております。

なお、条例は平成20年の4月1日に遡りまして適用するということでよろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長(清水章-委員) 執行部からの説明は終わりました。

ここで、委員会の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 最終的には国会でもあれだけ論議になっているけど、最終的には今、一回目の保険料の徴収、それから二回目の徴収とそれから三号被保険者の徴収とあるのだけど、そういう実務的な内容はどういうふうに今なっているのですかね。保険料の後期高齢者の、それから65歳から74歳の障害者の分もありますが、そういう後期高齢者の保険料徴収はまだ年金

から、一回だけ4月に差し引いたと思うんですが、今度6月ですかね。

そうして10月から完全にやっていくのですが、その保険料徴収関係については何かわかりますか。

- 〇委員長(清水章一委員) 特別収納課長。
- ○特別収納課長(鬼木敏光) 普通徴収は7月からと聞いております。また、社会保険の被保険者 の方については10月からと聞いております。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 徴収に関することとなってきますが、その普通徴収の場合ですね、年金からの特別徴収と普通徴収と業務の関係がこの市民部になりますが、この普通徴収の場合は年金以外に不動産収入があったり、75歳以上ではっきり言って事業主とかそういう状況もありますが、最終的には申告の計算をして普通徴収という形で年金プラス他の収入を合わせてやると、こういう状況になると思うんですが、普通徴収の中には二通りあると思うんですよ。

18万円以下の受給者も普通徴収、それ以外の年金以外の収入がある人はやはり普通徴収になるのか、この辺の徴収方法については分かるなら説明いただきたいんですが。

- 〇委員長(清水章一委員) 税務課長。
- ○税務課長(新納照文) 原則的にですね、年金からの天引きにつきましては年金所得者、年金の分でございまして、それぞれその他の所得がございます分につきましては原則として普通徴収の方で行います。

特別徴収につきましては年金所得者のみということになりますので、ただこれが本人の申請によって特別徴収が可能である場合はやぶさかではございませんので、それにつきましては特別徴収の処理をするような形になります。

ほとんどしかし全てはですね、私ども考えているのは、年金所得者だけが特別徴収になるものということで考えております。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) そうすると今特別徴収ということで年金だけで生活をしている人と普通 徴収という形で年金以外の収入があってですよ、最高60万円、こういう状況になりますが、こ ういうまだ把握はまったくできないんですか。
- 〇委員長(清水章一委員) 税務課長。
- ○税務課長(新納照文) 申告によってですね、その他の所得というものは把握できております。 そしてまた年金の方につきましてもその調書が回ってきますので、その分についても把握して おります。ただその辺について特別徴収するのか普通徴収するのかというのがですね、今の制 度でいくと年金所得者だけが特別徴収になるということでございますので、それ以外のことは まだこれから出てくるのではないかと思っております。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) そうするとその年金受給者の場合は特別徴収でどんどん引かれていくけど、普通徴収で年金以外の収入がある人、無年金者、年金額が基準額以下の人とこう特別徴収には三つの状況があるのですね。それから無年金者についてとそれから年金額が少ない人とそれからその年金以外に所得がある人とこうなりますが、そこの部分についてはあえて申告の関係だとか年金の当然払い込み通知が行政側にきますからそこで分かると思うんですが、いずれこういう状況の中で特別徴収の場合は矛盾点が出てくるわけですよね。年金受給者はもう年金だけの人は年金通知書というのが行政に当然きますから、そこからコンピューターに打ち込んで7割減免5割減免2割減免だとか介護保険とかそういう状況でやっていくわけですが、逆に収入の大きいが滞納になる可能性もありえるということでしょうか。
- 〇委員長(清水章一委員) 税務課長。
- ○税務課長(新納照文) まず所得の大小にかかわらず滞納というものは原則的に私ども賦課する 段階ではまったく考えておりませんで、当然制度に基づいての納税があるものということでし か考えておりません。従いまして特別徴収におきましても普通徴収におきましてもまったく同 じ考えでございまして、今度の年金の特別徴収につきましても国の方からの説明によります と、納税義務が発生している以上は必ず納税しなければならない、そのために特別徴収にすれ ば納税が楽になるという逆の発想がございまして、結局金融機関まで納めにいかなくてもいい というふうなそういう説明もございました。私どももそれを真摯に受け止めておりまして、賦 課にあたっているところでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 太宰府市のデーターを見まして、所得区分が100万円それから200万円 300万円400万円500万円600万円の年金受給者の関係で、所得関係でみますと、だいたい600万円くらいの年収、600万円以上の年収のある、国民健康保険加入者の中で、600万円以上の、1000万円とか2000万円もあるかもしれませんが、だいたい6.5%なんですよ。高額所得者というのが、みるのが。で6.5%の部分の方たちが普通徴収で納めなければならないという状況ですよね、高額所得者はすっと入れていただければ一番問題ないと思うんですけど、そういう6.5%近くが600万円から以上最高1千万円の人もおるだろうと思いますし、事業をやっておれば当然そういう状況になるんですが、将来具体的にはあなたの方はもう大体分かっていると思うんですけど、今後大きな論議にはなるんではないかなというふうに考えております。以上です。
- ○委員長(清水章-委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号に対する討論はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 大変私ども、国会で民主党、それから社民党、それから国民新党、それから共産党とでこの後期高齢者医療制度の廃止を国会、参議院で可決をいたしました。そして今衆議院に送付しておりまして、国会の会期を延長して論議をしていただきたいということと後期高齢者医療制度、制度に反対の態度をとっておりますし、これに関連する地方税法の改正、国民健康保険税条例の改正についても初日に反対討論をいたしておりました。よって後期高齢者医療制度の徴収に関することについて、この事務分掌条例に賛成することは矛盾いたしますので私はこの後期高齢者医療保険料の徴収に関することについて、反対の態度を表明しておきたいと思います。

以上です。

○委員長(清水章一委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(大多数举手)

〇委員長(清水章-委員) 大多数挙手です。

したがって、議案第52号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対1名 午前10時11分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 議案第53号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について

O委員長(清水章-委員) 日程第2、議案第53号、太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長(井上義昭) 議案第53号、太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書では62ページ、63ページでございます。それから条例改正新旧対照表では78ページに掲載をいたしております。それではご説明申し上げます。

自治体財政の早期健全化及び財政の再生、並びに公営企業の経営の健全化を目的として地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定、公布されまして、平成19年度の決算から新たに地方公共団体の長は健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すこととされましたことから、監査の根拠となります地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の条項を追加するものでございます。

以上よろしくご審議賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長(清水章-委員) 執行部からの補足説明は終わりました。

ここで委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) 今、監査委員事務局長の方から第3条第1項及び第22条第1項をという 形で線を引かれておりますが、第3条第1項及び第22条第1項ということで説明があったんで すね。今までは一般会計は一般会計、特別会計は特別会計という形でやられてきたんですが、 まずこういうこの太宰府市の財政について、問題は連結決算ですね、だから具体的に今太宰府 市の中で一般会計の繰入がありませんから、国民健康保険だけが財政赤字になっております。 積立金もないという状況の中であらゆる特別会計がありますが、そういう状況の中で連結決算 の実質赤字額、そして一般会計の基準財政規模と割ったときに、こういう連結決算になった時 の問題点として、いろいろな部分も出てきます。最終的には財務諸表評価方式といいますか、 一般法人と同じような形にやっていくわけですけど、太宰府市の連結決算方式を取り入れた場 合、今、地方債220万のうち、市長が地域の懇談会の中で太宰府市は100億円くらいがはっきり 言って財政的にも市単独の借金であとの120億円くらいは元利補償されて財政上の地方債につ いては優良だということが地域懇談会で出されておりますが、問題は今後国が、太宰府市には 病院等ありませんから、あれですが、まず連結決算による問題点について、太宰府市は今後ど うなるのかですね、だから平成21年度からは最終的には連結決算を議会に報告せざるをえない と、そうすると今太宰府市の中で一番まあ赤字といってもそう大きくありませんが国民健康保 険だけ、それから住宅新築資金が基金がなくなれば最終的には一般会計から繰入れていかなけ ればならないようになりますが、まあ上下水道についても今のところ黒字ですから。こういう この第3条第1項及び第22条第1項によって連結決算を議会で承認を求めると、こういうふう に受け止めておるんですけど、この辺間違いがありますか。
- 〇委員長(清水章一委員) 監査委員事務局長。
- ○監査委員事務局長(井上義昭) まず、健全化法の第3条第1項と申しますのは健全化比率の算定について監査に付すとなっておりまして、健全化判断比率といいますのは4つございまして、実質赤字比率と連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの比率を監査委員に付すべき指標というふうになっております。それからご質問の連結実質赤字比率はその中の一つの指標でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 今、局長から連結実質赤字比率は市町村全体の財政規模について、 16.25から20%が早期健全化基準ということで、太宰府市ははっきり言って20%連結決算がこ んなになることはないと思うんですね、それから、実質公債費比率については25%を超えては ならないと、ところが実質公債費比率は太宰府市はまだ14%くらい。それから将来負担比率に ついてははっきり言って市町村で350を超えてはならないと。公営企業の資金不足については

20%といいますが、うちの場合は資金率としては450くらいあって最高な資金調達能力がある というのが決算委員会で出されておりますが、太宰府市でさっきいいますように連結実質赤字 比率の場合、今国民健康保険だけが赤字ですが、こういう健全化に該当するかしないかの見通 しというのはどんなふうでしょうか。

- 〇委員長(清水章一委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(今泉憲治) お尋ねの4指標でございますけれども、平成18年度ベースで仮に試算をしたところ、全部基準内に収まっております。武藤委員がおっしゃるように太宰府市で問題になるのはたぶん国保の赤字の分だけではないかと考えています。全国的に見ても病院の赤字が膨らんでそれが圧迫してこの基準を超えるというのが大多数でございますので、太宰府市については当分問題はないというふうに理解はしております。

#### 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。

**〇委員(武藤哲志委員)** だから市長も地域懇談会の中で太宰府市はこういうこの健全化問題につ いては、当然管理職の方は市長に同行して地域の中に出ていっていると思うんですが、太宰府 市の財政は安定をしているというのがここではっきり出てくるんですよね。だから今太宰府市 の中でははっきり言って、今監査委員事務局長が言いましたように太宰府市の財政は安定をし ていると、だから2年続きで繰上償還もしていると、財政の借金については繰上償還をして利 息の制御をやると。そのしわ寄せが逆に一市民、全体市民に早よいえば負担増になっているの かなと。この2年で12億円繰上償還していますから、12億円ということは36億円の行政施策が できたと、3倍ですからね、そういうふうに見ることもできるんじゃないかなと。だから監査 委員条例の改正については当然、連結決算を国がしなさいということですから、そういう内容 だということについては私の方も知っておく必要があるなと。それと同時に総務文教常任委員 会でこれだけこういう部分が出されてきてますが、ある一定、この監査方式、連結決算、新聞 では報道されてますけど、総務文教常任委員会では審議されてますが、環境厚生、建設経済常 任委員会ではこういう内容はまだ具体的には明らかになってないんですよ。どういう財政の今 後の決算状況になるのかというのはある一定、議会全員協議会か何かでですね、やっぱり説明 をいただきたいなと。どうなったらどうなりますよと。どこに財政の議会に報告をしないとい けない、議会に承認を求めないといけない。将来は外部監査を入れてでも財政的な赤字団体に 近くなるところは外部監査も入れて、早よいえば、職員給与を下げなさいとか、福祉を削りな さいとか、いろんな部分のペナルティも課せられてくるんだけど、今のところ太宰府市はそう いう状況ではありませんけど、全体的な議会にも対してもある一定説明をすることはできない かどうか。この辺はどうでしょうか。

# 〇委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長(石橋正直) この条例の改正に関係しまして説明をということですが、毎年決算特別 委員会が開催されておりまして、その中で明らかに監査委員からもされますし、執行部の方か らも説明していきたいと考えてますので、特別に説明会を行うということはないというふうに 考えております。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) ただし、総務部長、なかなかね、あなた方も大変だと思うんですよ、連結決算になりますとね、議会として一番こういうこの太宰府市は今まで一般会計、特別会計、こう見てきたのが今度国の方針が変わって、早よいえばどういうふうに見るのかとか、基準財政需要額をどう見るのかとか、起債制限額をどう見るのかとか、というのは決算特別委員会か何かでと言ったってそこでは分かるかなというような感じがするんですよね、私自身もあんまりよく分からない、ただ、この内容のたった第3条第1項及び第22条第1項でそういうふうになっているということは分かると。だからある一定説明会でもしていただかないと、どういうふうに財政力がなるのかですね、まあ分かりました。決算特別委員会の中でも説明するということですから。

- 〇委員長(清水章一委員) 渡辺委員。
- ○委員(渡辺美穂委員) この連結決算については私たちも今独自で勉強会をしている状況で、武藤委員もおっしゃったように非常に難しくて分かりづらいということがあります。今回この条例の改正が出て、これは施行は公布の日から施行するということですから、監査の方としてはもう平成19年から実際にこれは入るということですよね、法的には平成20年度決算から平成21年に私たちには報告があるわけですけども、ほとんどの行政は平成19年度決算に実際にこの連結決算をやって、試行的にやってみる自治体が多いというふうに伺っているんですが、太宰府市では平成19年度決算を実際にこの連結決算で試験的にやってみることがあるのかどうかということが一つと、もしそれをやるとしたら、平成19年度の今回の9月の決算特別委員会の時に、一応9月までは従来のやり方かもしれませんが、同時に連結決算の方も合わせて議会の方に資料を出していただけるのかどうかということ二点お伺いします。
- 〇委員長(清水章一委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(今泉憲治) 福岡県の方からですね、平成18年度の決算について試算をしてほしいということで一応試算をしております。筑紫地区全体、たぶん県の方に全部数値はいっていると思います。そういう方向から考えますと多分平成19年度も何もしないというわけにはいきませんので、試算という形では数字を把握しなくちゃいけないとは考えております。以上です。
- O委員長(清水章-委員) 9月議会に出せるかどうかというのは。 経営企画課長。
- **〇経営企画課長(今泉憲治)** 数字の試算ができましたら、その方向で考えていきたいと思います。
- 〇委員長(清水章一委員) 監查委員事務局長。
- ○監査委員事務局長(井上義昭) 今回の平成19年度分の決算からですね、この4つの指標につい

ては算定するようになっております。この指標について、監査委員がその正確性を担保すると言いましょうか、そういう意味合いで監査に付すというふうになっておりまして、これを首長ですね、地方公共団体の長は監査委員からその報告を受けた段階では議会に報告して、なおかつ公表しなければならないというふうになっております。ですからもう平成20年度からそういう作業に入ります。

以上でございます。

○委員長(清水章-委員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

議案第53号に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章ー委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第53号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時26分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第3 議案第54号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

**〇委員長(清水章一委員)** 日程第3、議案第54号、太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

管財課長。

○管財課長(轟 満) 議案第54号、太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。市長の方から提案理由の中で概略ご説明いたしましたが、全国的に暴力団による殺人事件や傷害事件、公営住宅への不正入居や不正使用、職員や住民に対する恫喝など様々な問題が発生している状況から、国の方で公営住宅における暴力団排除についての方針が出されております。それに基づきまして、本市におきましても通知の趣旨に基づきまして今回条例の一部改正を行うものでございます。議案書の方は64ページ、65ページであります。また、新旧対照表79ページ、89ページに掲げております。新旧対照表の方でご説明しますと、まず入居者の資格の中に、第5条の5項としまして暴力団でないことを明記しております。次に第10条、同居の承認、1項を新たに追加しまして、同居するものが暴力団員でないこと、次に第34条、住宅の明渡し請求という項目の中に、5項、6項を追加しまして暴力団関係を排除す

る規定を設けております。条例の改正についての説明は以上ですが、条例が制定されますと、 暴力団につきましては市の方で把握ができませんので、以前筑紫野警察署と協議しまして、条 例制定後に暴力団員による市営住宅の使用制限に関する協定書というのを結ぶようにしており ます。それに基づきまして筑紫野警察署と連携しまして、新たに市営住宅への申込者について 暴力団として疑わしい場合につきましては警察署に照会をかけるようにしております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長(清水章-委員) 執行部からの説明は終わりました。

ここで委員からの質疑を許可します。

質疑はありませんか。

武藤委員。

- ○委員(武藤哲志委員) 入居するときにはそれなりに世帯主で、それから家族構成という形になるわけですが、将来に渡って、5年10年となってくると、そういう状況の中で、途中で準構成員だとか、こういう状況も出てきますが、途中で、まあ逆に今、新聞報道で見ますと、福岡県の暴力団の構成員、準構成員まで含めて年々増加をしているというのが新聞報道なんですが、入居された中に当然家族はおる、成人していく、そういう入居後に暴力団構成員や準構成員になった場合はどういうような対応になるんでしょうかね。
- 〇委員長(清水章一委員) 管財課長。
- ○管財課長(轟 満) 現在すでに入居されている方が新たに暴力団になった場合が発覚しました場合には、警察署から、これは問題がある場合だけに限るようですが、警察署から連絡があるようになっております。それに基づいて今後の対応を決めていくわけですが、判明した場合につきましては、まず家賃の問題ですね、通常市営住宅ですので当然減免措置されてますが、そういう家賃については市場価格の家賃を課すとかですね、そういう措置で対応していくことになると思います。当然この条例が制定される前に入居された方につきましては暴力団員となった、又は暴力団員であったとしても、その理由だけで退去命令等は出せないというふうに考えております。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) だから新たに入る場合には市営住宅、太宰府市は五条に昭和55年に作って、もう35年ですか、一般が入れる市営住宅は大変建替えなくてはならないような古いのが一つと、般若時に市営住宅があいます。そして朱雀にあるわけですが、ある一定入居する時にはいろんな条件を付けたり、こういう条例上の部分が入居条件になりますが、入居している方が、その後、家族構成の中で構成員になったり、暴力団になった場合についてはなかなか出すことは難しいということになるわけでしょうかね。
- 〇委員長(清水章-委員) 管財課長。
- **〇管財課長(轟 満)** おっしゃるとおりで、この条例ができた後ですと、入居される時に書面又は口頭によって暴力団員となったことが判明した場合には退去してもらうという条文が入りま

すので、この条例制定後であれば明渡し請求等は当然できます。ただ、この条例制定以前に入居される方については法的根拠が今のところ弱いと言いますか、問題行動をされない限りは難しい面がございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 門田委員。
- ○委員(門田直樹委員) じゃあ第34条で、さっきの説明と今の説明聞いて、要は途中で暴力団員になったりした人は退去命令出せないということですか。第34条第5項では暴力団員であることが判明した時となっておるでしょ、判明した時に出せんとどうなるのかなということですね。それと、何ですか、公序良俗に反するそういうふうなことに対してですね、条例ができる前の後のということがどんな判断なのかな。そんな判例があるんですかね。とにかく第34条の第5項、判明した時とあるから、そこと齟齬があるんじゃないかな、もう少し説明ください
- 〇委員長(清水章一委員) 管財課長。
- ○管財課長(轟 満) 当然既存の入居者の方についても今後こういう条項が設けられますので毅然とした態度で暴力団員ということが判明すれば対応していくようになると思います。ただ法的根拠の部分でちょっと弱い部分がございますので、まずは先ほど言いました家賃関係で割安の市営住宅ということでその高い家賃を課す。そういう部分で交渉しながら退去を促すというような形しか取れないということでございます。
- 〇委員長(清水章一委員) 門田委員。
- ○委員(門田直樹委員) そしたら、家賃さえ払えばそこにおれるということになりますよね。その家賃というのも減免というか、安い家賃ではあるんだけども、その通常というのが何をもってどのくらいを通常とするのか、そこもはっきりしないし、要は、極端な話、税金で暴力団を飼っているようなものになるんじゃないですか。やはりこういう条例を作った以上はきちんと適用していくということが大事やし、ご答弁もやはりそういったご答弁が大事だと思うんですけどね・・・。

もう少し、そうですね、はっきりとした、この条例を作っていって、これがまあ成立した時 にどういうふうに対応されるかというのは、ここではっきりどなたかしていただきたい。

- 〇委員長(清水章一委員) 管財課長。
- ○管財課長(轟 満) 確かにおっしゃるとおりにですね、既に入ってある方が暴力団員に新たになられたり判明した場合、条例以前の分についてはですね、ちょっと法的に弱い面があるようでございます。既に入ってある方が例えば家賃の滞納とか、暴力事件を起こすとか、暴力団事務所として使用したとかですね、そういう事実を元に事件化をして明渡し請求をしていくという措置しかないという具合になっております。条例制定後に入居された方については先ほどご説明したとおりですが、以前から入居されている方については若干法的に弱い面がございます。
- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- **〇委員(武藤哲志委員)** だから当然入居した時の契約に基づいて、はっきり言って10年以上と

か、15年以上とか入居している方もありますから、その時に中学生だったご家族がおって、家 族親族が、10年おれば中学生の場合は25歳になりますから、当然契約したときとその後の関係 では構成員になってみたり、暴力団になったりするいう可能性もあると。ただしあくまでも契 約、法律のできる部分と前の契約した部分について、市が裁判した場合にはこれ負けると思う んですよ。当然契約の家賃きちんと払っておればね。ただしそこの中では出せないけど、方法 としては家賃を引き上げるということができるとか退去させることができるとか、新たに今市 営住宅に入居されている方に、こういうふうに法律が変わったんだけど、暴力団の入居はでき ませんよというのを新たに入居者にも説明ができるのかどうか。新たに契約を再契約という形 でこういう公布の日から施行するということになりましたよというのを告示するというかね、 契約を新たに結びかえることができるかどうか、だから太宰府市はこの4市1町の中で市営住 宅の一番少ない自治体です。私も何回も市営住宅を作っていただきたいという質問を33年の間 やってきましたけども、4市1町の中で一番市営住宅が少ない。ところが太宰府市にはたくさ んの暴力団員や構成員が現実におると。市営住宅の方はどういうか私の方分かりませんが、だ から、新たにこういう条例ができた、暴力団構成員については厳しいですよと、いうのを現在 のところ三つの市営住宅で見ますと、ほんのわずかですからね、その辺の周知徹底ができるか どうか、この辺はどうでしょうか。

- 〇委員長(清水章一委員) 管財課長。
- **〇管財課長(轟 満)** その辺の周知は既に入っている方についても、法的な改正があったという 部分はお知らせしていきたいと思っております。
- ○委員長(清水章一委員) 他にございませんか。 小栁委員。
- ○委員(小柳道枝委員) 今の入居時の契約なんですが、一般的には例えば民間であれば1年更新とか3年更新とかあると思うんですよね、この市営住宅の場合はそういう取り扱いはしてないんでしょうか。
- 〇委員長(清水章一委員) 管財課長。
- **○管財課長(轟 満)** 契約については毎年更新はしておりません。
- ○委員長(清水章ー委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

議案第54号に対しての討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(清水章-委員) 全員一致です。

したがって、議案第54号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第4 議案第58号 「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」

○委員長(清水章ー委員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題 といたします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章ー委員) 異議なしと認めます。

それでは補正予算書の歳出10ページ、11ページをお開きください。

まず最初に、11ページの歳出、1款議会費、1目の議会費について、所管の方から説明をお願いします。

議事課長。

- ○議事課長(田中利雄) 11ページの議会費の庶務関係費、賃金の事務補助員について、ご説申し上げます。議事課職員が出産休暇及び育児休業を取りましたため、事務補助員として臨時職員及び嘱託職員をお願いするための補正でございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。
- **〇委員長(清水章一委員)** 財産管理費、庁舎維持管理費について説明をお願いします。 管財課長。
- **〇管財課長**(轟 満) 庁舎維持管理費、賃金84万円の補正の補正ですが、管財課職員育児休暇取 得のため7ヶ月分補正をさせていただくものであります。
- O委員長(清水章-委員) 2 款総務費、10目人事管理費。 総務・情報課長。
- 〇総務・情報課長(木村甚治) 人事管理費としてその他の諸費で採用試験関連の経費を計上させていただいております。内容は需用費といたしまして、採用試験の案内、申込書の印刷として15万円。委託料といたしまして採点業務、これは論文関係の採点業務関係で21万8,000円。19節負担金といたしまして、採用試験の負担金、これは4市1町の合同で行う採用試験関係の会場負担金も含めまして194万9,000円を今回計上いたしております。合計231万7,000円ということでございます。採用試験につきましては平成15年度に採用試験を行い、一般事務職7名を平成16年4月1日付けで採用を行って以来、平成19年に保健師を1名採用したという形で今年まできております。その間一般事務職関係は平成16年度の7名採用以来5年間採用ありませんでした。今回各所属長のヒアリング等行いまして、事務量も調査いたしまして今年度は採用試

験を行うと判断いたしまして今回計上をしているものでございます。

なお、今回の定年による減というものは合計16名の減がございますけれども、現時点で採用 試験の予定数というものは10名前後になるのではないかということで判断をいたしておりま す。

以上でございます。

**〇委員長(清水章一委員)** 1 款議会費、そして 2 款総務費の 1 項、11ページについて質疑等ありましたらお願いしたいと思います。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 今、総務・情報課長から説明がありましたが、職員採用問題、当然地方公務員の責務といいますか、嘱託とかそういう委託職員では権限がありませんが、公務員という責任がありまして、公務員としての責務を果たすまでは少なくても10年近くかかるわけです。

そういう状況ですが、再任用についても週3日程度しか勤務ができない状況もありまして、 今10名前後ということですが、これは全部一般職なのかどうかですね。現業職といわれますか 技術職といわれます部分もありますが、10名前後、それから4市1町の中では大野城市も独自 にはっきり言って採用してしまっているんです。試験を。独自性をという形で。だから3市1 町ではないかと思いますが、まず、この2点です。10名前後という形で、市長はどういうふう に考えてこういう予算措置を講じられたのか分かればお願いしたいと思います。

- **〇委員長(清水章一委員)** 総務・情報課長。
- ○総務・情報課長(木村甚治) まず、1点目の10人前後の数字でございますけれども、一般職、 現業職を含めて全体の今現在の経過中の数字でございますので、まだ明確な決裁も終わってお りませんし、あげておりません。そういうところも含めて今検討中ということでお答えさせて いただきます。それと大野城市につきましては、7月に独自で採用を行いますが、これは大卒 関係をまずやって、9月の統一試験にはそれ以外の高卒でありますとかそれ以外の職種者につ いては同じく4市1町の中でやるということでございますので、まず今年は採用が大卒関係は 早まっておりますので、それに対応してまず7月にやりたいと聞いております。
- **〇委員長(清水章一委員)** 他にございませんか。 長谷川委員。

- **〇委員(長谷川公成委員)** 職員採用試験ですが、年齢制限はあるのですか。
- ○総務・情報課長(木村甚治) 年齢につきましては前回の採用試験では大学卒業であれば26歳までだったと思います。これまでずっと太宰府市は26歳ぐらいできておりました。この年齢につきましても現在検討をいたしておりまして、年齢幅を広げたいなというところで検討いたしておりますが、今おる職員の年齢構成の問題もあるものですから、若干上げたいなというところで現在検討をいたしております。まだ明確にはなっておりませんけれども、今現在職員が大体

30歳以下くらいが少ない、ちょっと山がありまして、26歳以下はほとんどいないような状況でございますので、その辺の年齢構成になるんじゃないかと想定いたしております。で、今後につきましてはやはり、前歴を持った方たちとかも今後の採用試験の一つの視野の中にあり方としては検討していこうと話はいたしておりますが、現時点ではその辺取り組みができておりません。

以上です。

- ○委員長(清水章-委員) 他にございませんか。 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 採用、はっきり言って、平成15年に7名採用した時には企業なんかに勤めていた方、経験ある方が採用されて大きな役割を果たしたというのがあったんですが、やはり官民交流という状況が出ていますので、ある一定この企業の中での部分だとか、年齢が26歳になってくると、大学卒業して2年間の猶予しかありませんから、ある一定年齢を引き上げるというか、1歳でも2歳でも引き上げていくという、優秀なはっきり言って大学院卒業しようと思えば26歳ですよ。だから博士課程卒業した人たちを雇おうと思えば少なくとも30歳ぐらいまで引き上げないと大学院卒業者はなかなか入れないという状況もあるんで、その辺は内部検討していただきたいなと。

以上です。

○委員長(清水章-委員) ちょっと私の方からも気になるんですが、大野城市は7月に大卒だけ取ると、今説明ではかなり一般企業辺りでもかなり早く採用をしていると。そういったことで7月。太宰府市ではそういう考えはないんですか。

総務·情報課長。

- ○総務・情報課長(木村甚治) 今年度については9月21日、日曜日が一つの統一試験になっておりますので、それで実施するところで今行っておりますけど、来年につきましては、この流れというのはもう今後継続して毎年採用になるのではないかと今推測しておりますので、今おっしゃいましたように大野城市の今年の試みと言いますか、早い7月での採用試験も視野に入れまして、いろんな、先ほど武藤委員からもありましたように年齢の問題、キャリアの問題も含めていろんなバリエーションの採用試験というのが一つの自治体の組織に対す活力にもなってくるんじゃないかと思いますので、継続して取り組んでいきたいというふうには考えております。
- ○委員長(清水章-委員) 続きまして、歳出の15ページ、10款教育費、1項教育総務費、学校教育か庶務関係費と図書館管理運営費、そして保健体育総務費について説明をお願いします。 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(松島健二)** まず15ページの学校教育課庶務関係費についてご説明させていただきたいと思います。これにつきましては市長のマニフェストの一つに学校を支援する人材の育成、学校支援人材バンクの構築がございます。これを具現化する試みの一つとしまして本年9

月から小中学校の授業の支援、補助を行う人材を学校に配置するための経費を補正させていただいております。学校支援補助員の謝礼といたしまして31万5,000円、役務費といたしましてボランティアの保険料1万1,000円を計上させていただいておるものでございます。これにつきましては市内にあります大学の学生さんを中心としながら人材を募りまして、人材として登録してもらい、各小中学校の要望を勘案いたしまして配置をしていくということで考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 市民図書館長。
- ○市民図書館長(吉鹿豊重) 10款、4項、4目の図書館管理運営費の長寿社会づくりソフト事業交付金について説明させていただきます。これ昨年度も同じように6月補正でお願いをさせていただいております。これ昨年の12月20日に長寿社会づくりソフト事業の交付の申請を行っておりました。それの内示が4月の10日に出ましたので、今度の6月の補正をお願いしたわけでございます。内容といたしましては太宰府市子どもと高齢者健康生きがい支援事業というような形で申請をして、内示を得てますので今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(古川芳文) 19節負担金、補助及び交付金、公共スポーツ施設等活性化助成金 100万円につきましてご説明をさせていただきます。この100万円につきましては財団法人地域活性化センターが実施しております平成20年度公共スポーツ施設等活性化助成事業による助成金でございまして、公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するとともに地域スポーツの振興や地域の活性化を目的に行われているものでございます。具体的には太宰府市レクリエーション協会に事業委託をいたしまして同額を助成金として支出するようにいたしております。主な事業といたしましては健康づくりスポーツ教室やニュースポーツ教室、食育講演会、スポーツ体験指導等を行い、またその事業に使用いたしますニュースポーツ用具、並びにワイヤレスアンプ等を購入するようにいたしております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上でございます。
- **〇委員長(清水章-委員)** それでは、説明が終わりました。

質疑ございませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず学校教育課庶務関係費で31万5,000円ですけどね、市長のこの支援 バンクというのを私どもどういう状況であるのかなっていうふうに思ってましたら、今説明が あったように教員志望の学生にボランティアスタッフとして、小中学校の校外学習の授業を支 援をしてもらうと。9月から小学校1校、中学校2校でそういう費用弁償として32万円と。だ から市長の施政方針の中に、まあ学校の先生たちの残業時間といったらものすごい額ですよ、 はっきり言って5時半に帰れる教職員なんていうのはいないですよ。毎日9時10時、こういう 状況の中でどれだけ学校支援という状況の中で、教諭辺り退職者を部分という、これで見ますと夏休みの間の校外実習という形での部分ですが、本来の市長の施策の一部というふうにしか私ども見ないんですよね。教育委員会として学校支援バンクというのがこれになってしまったのか、もうこれ以外に考えないのかどうか、その辺教育委員会としては、一般質問も出してますけど、私は市長の施政方針の中で市長がやっぱり今の子どもたちの教育問題として40人学級もあれば20人学級もある、教職員の業務も大変だ、こういう状況になってきて、たったこの夏休みの間に小学校1校と中学校2校だけで、早よ言えば費用弁償で学校支援バンクに取り組んだというふうになるのかどうかですね。ただ一部的な問題なのか、ちょっとこの辺が私、これが上がってきましてね。

- 〇委員長(清水章一委員) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(松島健二) 今回のこの補正予算につきましてはあくまでも9月から試行的にやっていこうというのが一つございます。目的の大きなものといたしまして、あくまでも主なものといたしまして授業を受けやすい環境を作る。そして学力向上に向けた教科指導の充実というのがございます。したがいまして、今回試みとして行おうとしてますのはあくまでも授業の支援、補佐と申しますか、例えば1クラスの中にもう一人ボランティアの方入っていただいて支援活動行っていただくというようなものでございまして、今回あくまでも言いましたように試みでございます。この試みをステップといたしまして次年度に向けてまた取り組みの強化等を行っていきたいというものでございます。それでお話にありました校外活動の支援も視野のい一つには入っておりますが、それは次年度以降、そういうふうな適材の方がいらっしゃればそういう方々にもお手伝い、ボランティアとして関わっていただきたいというのはございます。ただこれは将来的なものといたしまして考えております。

以上でございます。

- ○委員長(清水章一委員) 他にございませんか。
  渡辺委員。
- ○委員(渡辺美穂委員) 今、武藤委員が小学校1校、中学校2校というのはさっき説明の中にあったかどうか私ちょっと聞き取ってなかったんですけど、もう一回教えていただきたいのが、今回試験的に行うのが一体、どこの何校くらいを対象とされているのかということと、ボランティア登録を一体何名くらいを見込んであってこの数字が出てきているのかということを教えてください。
- 〇委員長(清水章一委員) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(松島健二) まず対象校でございますが、現在想定していますのは、小学校1校と中学校2校で考えております。で人数でございますが、週に1回程度ですね、入っていただくということで、小学校につきましては3名、中学校につきましては4名づつ、2校でございますので8名を現在考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章-委員) 他にございませんか。
- ○委員(門田直樹委員) 10款5項1目、公共スポーツ施設等活性化助成金ですけども、レクリエーション協会に100万円、ワイヤレス等、備品購入ということだと思うんですけど、あとよか 倶楽部とか、あるいは体育協会とかいろんな事業とか重なる面があるんじゃなかろうかと。な ゼレクリエーション協会なのかというところをもう少しご説明ください。
- 〇委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(古川芳文) ただいまのご質問ですが、先ほどの説明の中で太宰府市レクリエーション協会に事業委託というふうに申し上げました。計画といたしましては今ご指摘のように相互型の地域スポーツクラブであります太宰府よか倶楽部、この辺との連携を密にしながら事業実施を図っていきたいというふうに考えております。また、整備をいたしますワイヤレスアンプ並びにニュースポーツの用具一式、こういうものにつきましては希望される団体にも当然今後使用できるような状況を整備していきたいと、この件についてはレクリエーション協会の方とも十分打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。以上です。
- 〇委員長(清水章一委員) 他に。

武藤委員。

門田委員。

- ○委員(武藤哲志委員) まずですね、16ページの社会教育費の図書館費と、それから保健体育総務費の関係、今説明を受けましたが、長寿社会ソフト、図書館で長寿社会づくりのソフト事業交付金としてもらうようになったという部分ですが、どんなソフトを作ろうとしているのか、図書館の部分でですね、ここでその他の財源で諸収入で計上されております、200万円という、それから下に100万円、であくまで交付金として入ってきたのが財源で諸収入ですが、9ページを開けていただくと、教育費の雑入のところで300万円となっていると、これ200万円と100万円が振り替えられて諸収入になっているわけですが、雑入が諸収入に切替えられていると、あくまでも交付金として入ってきているならば、教育費交付金にすべきじゃないかなって感じがするんですが、なぜ雑入になって、一般財源の内訳では諸収入なのかというのが2点目です。
- 〇委員長(清水章一委員) 市民図書館長。
- ○市民図書館長(吉鹿豊重) この長寿社会ソフト事業交付金というのは財団法人地域社会振興財団という長寿社会づくりソフト事業交付金交付事業ということで栃木県が発行しております地域医療等振興自治宝くじ、通称レインボーくじだとか、その収益金を財源として行っております。そちらの方に県を通して申請をいたしております。それで雑入ではなくて交付金ではどうかということですけども、一応前年度から雑入というような形で対応はさせていただいております。内容といたしましては子どもと高齢者の健康生きがい支援事業実行委員会というのを設立させていただいて、そちらの方が市を通して、県を通して栃木県の長寿社会ソフトづくり事

業交付金の方に申請をさせていただいております。そしてその内容としましては総事業費が 200万円ということ、交付金は200万円ということで、自己負担金はないということで申請させ ていただいております。10ページで300万円のうちの200万円ですか、これは一応歳入というこ とで受けまして、そして今回10款の方で長寿社会ソフト事業交付金ということでこの実行委員 会の方に支出をするような形、その支出されていろんな事業を行っていただいて、最終的に実 績報告を出していただいて、処理をさせていただくようにいたしております。内容につきまし ては事業計画としては出前ボランティア養成講座ということで本の読み聞かせとか、紙芝居、 パネルシアターとか、また人形劇団の発会式とか、小学校、保育園とか育児サークルとか、公 民館、老人グループ等の地域に出かけて、いろんな計画をして子どもたちと図書との関係で子 どもと高齢者の生きがいづくりを行っていきたいと思っております。それから3番目には懐か しのまちの社会体験ということで三世代レクレーションイベントとかそういうのを計画されて おります。そしてこれは地域コミュニティづくりということでございまして、先ほど言われま した、当初申請した時も長寿社会づくりソフトであまり図書館とはなじみがないんじゃないか なというような形の質問を受けたことがあります。ただ、これ内容といたしましてはコミュニ ケーションとか、いろんなそういう場でいろんな方策として使えますので、別に図書館がちょ っとおかしいというような形ではなく、図書館を通して、図書を通して高齢者と子どもの生き がいづくりのためにやっていくということであればですね、それが申請したことによって内示 を受けたということでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) なんかこう、難しい、単純に見てですよ、補助金を栃木県の振興財団に そこが宝くじの益金だとかを受けた部分に申請を出したと。ところが300万円の補助金がきた と。そのうち200万円を図書館に、100万円を公共スポーツ施設に振り分けたということなんだ けど、本来は、これは報告義務があるのかどうか、交付をしてくれた栃木県の振興財団あたり に早よ言えば報告義務があるのかどうか、お金をもらった以上は。どんな内容なのか、だから 私としてははっきり言って図書費がどんどん削られてきてる。そういう状況の中で図書館の補 助金として、教育費として交付金をもらったならば目的外には使用できないのかどうか、余った場合はどこかに回せるのかどうか、まあはっきり言って図書購入費にすることができるのか どうか。だから300万円が200万円と100万円に分けられている。この報告義務があるかどうか、余ったものは別に使えるかどうか、この辺も含めて報告いただけませんか。
- ○委員長(清水章-委員) ここで11時20分まで休憩します。

休 憩 午前11時09分

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

再 開 午前11時20分

○委員長(清水章ー委員) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

教育部長。

○教育部長(松田幸夫) 武藤委員さんのご質問にお答えしたいと思います。それぞれ図書館の管理運営費でいいます交付金、これにつきましては財団法人地域社会振興財団という組織がございます。それから社会体育の方は財団法人地域活性化センター、つまり2つの団体とも外郭団体でございまして、こうした外郭団体から市がいろんな場面で活動されている団体に対して補助金や交付金の申請をしてやるという手続きを行います。つまり国かあるいは県とかが直接行う交付金、助成金ではございませんで、予算上は雑入という形で項目をあげております。本市の場合については例えば図書館の場合は子どもと高齢者の健康生きがい支援事業実行委員会という団体がございますので、この団体に200万円を補助しながら図書館事業の支援をしていただいていると、もう一つは太宰府市レクリエーション協会という団体がございますので、そちらが行いますさまざまな事業に対する100万円の助成金を市を通して団体からいただくという内容になっております。1年間事業をされまして、残ったというのは過去にも実績がございません。満額を活用されてまして、逆に自分たちの団体が手出しをして活動を行ったという、ほとんど報告があっております。当然この申請をする場合については市が受付を行いまして、市がそういう申請書を精査、あるいは決算報告をする時にもきちっと点検をしながら関係団体への報告を行っております。

以上です。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) そうすると、直接国の補助金ではないからですね、入ってきてこれを、 300万円について、全部使って返還する義務はないというふうに受け止めていいわけですね。 分かりました。
- ○委員長(清水章一委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) では歳入の方に入ります。

8ページと9ページの方お開けください。

8ページ、寄附金について総務・情報課、それから繰入金について経営企画課、雑入について、 たほどお話がありましたが、教育費雑入についてそれぞれ説明をお願いします。

総務·情報課長。

○総務・情報課長(木村甚治) 寄附金として一般寄附金5万円を今回補正計上いたしております。これは五条周辺の商店主による五条振興会という組織がございます。本年がちょうど30周年ということで、去る4月の20日に記念式典を行われました。その折、出席しました市長に対しまして、これまでいろんなイベント等をやって経費を差し引いた、余剰金を積み立てたものが5万円あるので、そのものを寄附したいということで目録と一緒に申し出がございましたので今回補正計上させていただいておるものです。

- 〇委員長(清水章一委員) 経営企画課長。
- ○経営企画課長(今泉憲治) 基金の繰入金の財政調整資金の繰入金のことについて説明をいたします。今回の6月補正の歳入歳出を差し引きまして、その不足額につきましては財調から繰入をして収支を合わせるということで考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 市民図書館長。
- ○市民図書館長(吉鹿豊重) 教育費雑入の300万円ですけども、先ほど申しました17ページの図書館管理運営費と大会等行事関係費、この支出200万円と100万円の裏付けとなる歳入でございます。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(古川芳文) ただいま市民図書館長の方から説明をいたしましたが、残額の 100万円につきまして、先ほど支出の方でご説明をいたしました16ページ17ページの公共スポーツ施設等活性化助成金について財団法人地域活性化センターの方から支給されるものでございます。

以上でございます。

○委員長(清水章ー委員) 8ページ、9ページ全体について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O委員長(清水章ー委員) 次、5ページをお開けください。

債務負担行為について説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(古川芳文) 債務負担行為補正につきまして、ご説明させていただきます。まず 北谷運動公園指定管理料につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまし て、太宰府市文化スポーツ振興財団が管理を行ってまいりました。平成20年度末をもちまして 協定締結期間の3年が満了いたしますことから、次回の平成21年度から平成23年度までの3年 間分を2,699万7,000円債務負担行為補正するものでございます。次に太宰府史跡水辺公園指定 管理料につきましては、株式会社シンコースポーツが管理を行ってまいりましたけども、北谷 運動公園と同様、協定締結期間が満了となりますので、次回の平成21年度から平成23年度まで の3年間分を1億4,636万1,000円債務負担行為補正するものでございます。以上ご審議賜りま すようお願い申し上げます。

- **〇委員長(清水章一委員)** 債務負担行為について質疑はありますか。 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) まず、北谷運動公園について、それから水辺公園、今説明があったように財団と民間に市民プールを委託しているわけですが、平成19年度、それから平成20年度の債

務負担行為には出てこないんですね。平成18年度に債務負担行為を平成20年度までしておりましたから、新たに出てきたわけですが、1年間で単純に割ると、北谷が899万9,000円、水辺公園が4,878万7,000円という金額になるんですが、この金額については前年と同じなのか、それとも、債務負担行為額について引き上げたのかどうか、財団については市の外郭団体ですからあれですが、まず民間に委託をしたというのは市民プール、温水プール初めてなんですよね、こういう状況あるんですが、こういう債務負担行為で、3年間の部分で債務負担額が上がったのか、下がったのか、この辺をまず説明いただけませんか。

#### 〇委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(古川芳文) ただいまご指摘をいただきました債務負担行為の金額が変わったのかどうかということでございますが、今回計上させていただきました金額につきましては、前回の実績を基にいたしまして実績額を計上させていただいております。この指定管理料の指定につきましては、皆さんご存知のとおり、そもそもの公の施設、指定管理をしようとする施設の全体的な収入支出の合計額を計算いたしまして、その不足額相当を指定管理料ということで金額を設定をいたしておるところでございます。その分で今ご指摘のように2年間、平成18年度、19年度、今年度入れまして3年間経過いたしますけれども、それなりに請け負いましたそれぞれの団体、そういうところの努力によりまして、スムーズな運営ができるような状態から指定管理料が軽減できるのではないかというようなご指摘もあろうかと思いますけど、現在ご承知のようにガソリン代をはじめ、光熱費の上昇、また全般的な物価上昇もございまして、いろいろ精査をいたしましてけれども、今回につきましては前回の実績額を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

#### 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まあ、分かりやすく言っていただきたいのはね、当然実績に基づいて、収入支出があってということですが、北谷運動公園の指定管理者というのはあまり収入は望めないんですよ。あそこにあるのは、野球とテニスとかですね、そういう状況ですから、私ども決算見ておりましても北谷運動公園の指定管理料の収入というのはわずかですよね。だから当然足らない分を補わないとならないから、年間899万9,000円を単純に指定管理者としたと。ところが水辺公園の場合は、本当に水がない時には水不足の時には中止したこともありますし、ただし実績があって具体的に収入が入ってくれば指定管理料は当然収入を差し引いた上で指定管理料出すわけですが、実績に基づいて収入支出の関係で増えたのか、減ったのかを知りたいということなんですよね。

#### ○委員長(清水章-委員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(古川芳文) ただいまのご指摘ですが、水辺公園につきましては指定管理料から 5%施設の収益金の方から、指定管理料の5%を引いた残りの額を2分の1、市の方に還元し ていただくということになっておりますけれども、平成19年度でいきますと、史跡水辺公園の 方が還元金がゼロという状況でございます。それから北谷運動公園につきましては、平成19年度の指定管理料還元につきまして36万6,865円という状況になっております。今、武藤委員の方が申されましたように施設を使ったいろんな事業計画、そういうものが野球のグラウンドとテニスコートということで限定をされますので、なかなかそういう計画が立てづらいという部分はあろうかと思いますけれども、市民プールと北谷運動公園につきましては現状として以上のとおりとなっております。

以上でございます。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) とりあえず民間の部分についてはパートだとか、元々市の大きな施設として4市1町の中でいち早く温水プールを作ったというのが以前の市長、伊藤市長の時の分で、それから借地もあって、借地の問題も解決をしたと、大変な金額の借地料を払って市の部分にしたんですが、そこで直営と民間によって、こういう状況で年間の運営が4,800万円くらいで、今まで使っておったのは大体7,000万円くらい金額が要ってたと。ところが民間の指定管理者になったために当然安い給与にもなっているだろうし、パートになっているしですね、こういう状況で3,000万円近く少なくなっているんですよ。指定管理料が。ただし最終的には収入がないから差し引きで1億4,636万1,000円が指定管理者として3年間やると。ただし、その契約は民間にしたというのは初めてなんですが、そのまま自動継続、新たに業者を指定管理者として契約とかそういうものは全くしなくていいのかどうか。指定を受けたところがずっと指定管理者としてなれるのかどうかですね、私ども二通りありまして、民間が初めてあなた方から説明があった時に民間の業者が大変ノウハウがあるからということで説明がありましたが、契約更新は相手から辞退がない限りはこの業者がずっと何年もしていくのかどうか、その辺は内部検討どういうふうになっているんでしょうか。
- 〇委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(古川芳文) 今のご質問についてお答えさせていただきます。平成18年度にスタートいたしましたこの指定管理者制度、当初の協定期間が平成20年度まで、いわゆる3年間ということで期間が満了になるわけですけれども、今計上しております債務負担行為に基づきまして、これから仕様、それから内容の精査をしてまいります。継続した契約ができるのかというご指摘でございますけれども、公募という形を取ります関係上、その仕様を一般に公開すると、で希望するところが計画を提案してくるというふうなことになろうかと思いますので、随意契約にしない限りは公募という形になりますから、同じ業者、企業団体が続けて必ず契約できるというものではないと思っております。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- **〇委員(武藤哲志委員)** あくまでも民間ですから、こういう債務負担行為で公募はやると、応募 がない場合は、その会社が当然応募してくれば継続になるけど、そこがはっきり言ってできな

いとなればまた新たに公募する。ただしそういう状況の中で年間が4,878万9,000円くらい、ま あ大体5,000万円、この補正がどうしてもその業者が辞めた、新たに出てきたけども、これで はやれないよと、直営でしていた時には大変な額がかかっていたということは事実ですから。 ただしこれは債務負担行為として、また新たに追加もありえるかどうかと、仮定としてです よ、今の業者がそういうことでできるという金額になっているのか。その辺はよく分かりませ んけど、そういう業者が替わった場合は上がることあるし、下がることもあるというふうにな るんですか。

- 〇委員長(清水章一委員) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(古川芳文) ただいまのご質問ですが、債務負担行為で計上させていただいております金額につきましては限度額ということでございまして、これから作成いたします仕様書につきましてはこれまでの前歴、そういうふうな経過を加味いたしまして、内容を精査していきたいというふうに考えております。したがいまして公募いたします仕様の内容に応じた金額で提案をなされると思いますのでこの金額以内、なるべく減額できるような形でしていきたいというふうには考えております。

以上です。

(武藤委員「はい」と呼ぶ)

○委員長(清水章-委員) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章ー委員) これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

議案第58号の当委員会所管分に対して討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第58号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

〇委員長(清水章-委員) 全員挙手です。

したがって、議案第58号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決 定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時37分〉

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第5 請願第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」 の確立を求める意見書採択を求める請願書

○委員長(清水章一委員) 日程第5、請願第3号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書を議題とします。

この請願について、ご意見はありませんか。

門田委員。

- ○委員(門田直樹委員) 請願の趣旨ですね、それから事項をずっと読んで、1、2、3でいろいろと挙げてあるんですけれども、しかし一面こういうこともこんな表現もあるのかなとは思いましたけども、現実に日本中いろんな自治体で先ほども議案にもありました指定管理者制度を初めとして、官から民へという行政改革の流れが進んでおりまして、現実に成果をあげております。それと、そういった現状を見ますとちょっと私としましてはこの内容には賛成しかねるところですけども、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。
- **○委員長(清水章一委員)** 他にご意見はありませんか。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章-委員) ないようでございますので、これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

渡辺委員。

**〇委員(渡辺美穂委員)** 私はこの請願に関しまして賛成の立場から討論をいたします。

先ほど意見の中で門田委員がおっしゃいました内容も確かに一理あると思いますけれども、同時にこれは安易な民間への移譲をと書いてあるようにですね、例えば姉歯さんの事件もありましたし、こういった本来は公共サービスとして行われていたことが民間に移ったがために国民の命に関わるような事例も起こっておりまして、確かに成果を上げている部分もありますが、同時に国民の命、で今回も社保庁が10月に解体される予定になってますけれども、そういたしますと年金制度の問題そのものが一体どこが今後管理をちゃんとしていくのか、この社保庁の解体につきましては外資系が入ってくるという、これは風聞ですけれども、そういった話もありますので、私たちの生活の根幹に関するものについての公共サービス、これが安易に解体されて民間に移譲されていくということはやはり、市民、国民の生命、財産を脅かす可能性があるということで、この請願の趣旨については賛成をしたいと思います。

○委員長(清水章一委員) 他にありませんか。

門田委員。

○委員(門田直樹委員) 反対の立場で討論いたします。先ほど申しましたように中央から地方、官から民へという行政改革の流れというものは、まずその前提となるのが国の膨大な借金ですね、そして地方自治体の大変な状況、こういったところからやむにやまれずこういう流れが起きてきたものと理解しておりますし、今の政権もいろいろと批判はあるけれども、もうそれをやっていくしかないのではなかろうかと。先ほど社保庁等の話が出ましたけど、そうなった最初の原因というのは職員自らですね、そういった不祥事と言いますか、そういった問題は職員自らが起こしてきたのではなかろうかと。やはりそういったところに民間の厳しいそういうふうな査定とか、企画とか立案の能力というものを持っていくということはやぶさかどころか必

要ではないかと思います。そういった考えですのでこの請願の趣旨に対して反対です。

- 〇委員長(清水章一委員) 武藤委員。
- ○委員(武藤哲志委員) 私は紹介議員ですが、本当にこういう官から民というのはですね、まず 組織内部で当然行政がやらなきゃならないのを民間に委託してですよ、例を取りますと、今財 団にいろんなお願いをしたりして指定管理者にしておりますが、そこで働く市の職員とそこで 採用されたパート、臨時職員、同じように仕事していて何故こんなに給与の格差があるのかと いう、まず攻撃が内部的に起こってくるというか、その結果がまた議会にも跳ね返ってくる、 こういう状況ですよね。それから太宰府市でも一番こういう官から民という問題についてです が、介護事業を社会福祉協議会がやりました。ところが儲からない、赤字になるといって介護 事業を社会福祉協議会が撤退をする。コムスンと同じような内容が太宰府市で起こっているん ですよ。市の方としても、これだけやっていた介護事業が福祉事業として赤字になるからやめ るんだというのが現実に出てきております。こういう状況の中でやっぱり行政の仕事は行政の 仕事、民間にさせる仕事は、させる仕事はあると思うんですが、あまりにも今国や県や自治体 の仕事が次から次に民間に移譲され、委託されていく、そしてその矛先が公務員や議会に向け られるという内容についてはですね、やはりこういう状況の中で格差と貧困が出てくる。公正 さがなくなってくる、そして賃金の格差によって問題も発生してくると。こういう状況があり ますのでやはり私はこういう内容を国に意見書を出して国に対策を講じてほしいという意見書 です。太宰府市が即影響を受ける問題ではないわけですが、国に出す意見書もやはりだめだと いうことについては私は議会として国にはちゃんとものを言う、これが議会の仕事だというふ うに考えておりますので、この請願については可決すべきだと思います。

以上です。

○委員長(清水章一委員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(少数举手)

〇委員長(清水章-委員) 少数挙手です。

したがって、請願第3号は不採択とすべきものと決定しました。

(不採択 採択2名、不採択4名 午前11時44分)

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○委員長(清水章-委員) 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、それから次回委員会開催までの間、所管調

査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# **〇委員長(清水章一委員)** 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時45分

~~~~~~ 0 ~~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年8月26日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一